

■ 多摩川ふれあい点検－多摩川水系河川整備計画を現地でフォローアップします

第6回 生態系保持空間の変化を知る編

※ 募集の受付は終了いたしました。たくさんのご応募ありがとうございます。

昭和55年に策定された多摩川河川環境管理計画における生態系保持空間(通称⑧空間)は、30年近く経過した現在、いろいろな変化があらわれてきました。

今回は、「生態系保持空間の変化と河道整正の取り組み」をテーマに、この生態系保持空間の変化の様子をどのようにとらえるのか、多摩川らしい川のすがた(河原)はどんなものかなどについて、現地で河道整正の現場をみて、植物調査を行い、意見交換を実施するものです。



当初、2008年12月14日(日)に予定しておりましたが、雨天のため、中止となりました。改めて、下記日程で開催いたします。

日時

2009年2月14日(土) 12:00～16:00 雨天中止

行程

12:00 集合(多摩モノレール万願寺駅改札)・現地に移動【徒歩】(多摩川本川 日野市石田地先高水敷(右岸37.6k))

- ・オリエンテーション(生態系保持空間の変化と河道整正の取り組み)
- ・現地での点検・調査
- ・意見交換場所へ移動【バス】

15:00 意見交換会(ニヶ領せせらぎ館)

16:00 閉会

万願寺駅までバスでお送りします。

お申込み・お問合せ先

(申込書をご利用下さい)

○ 国土交通省

京浜河川事務所 調査課

ふれあい点検受付担当

TEL:045-503-4008

FAX:045-503-4058

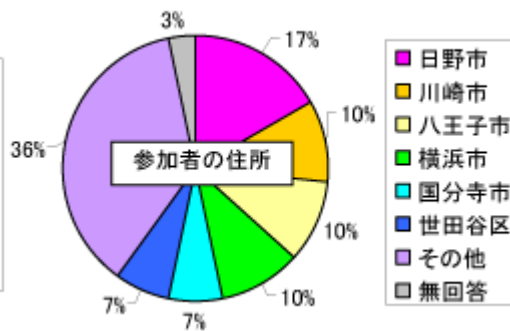
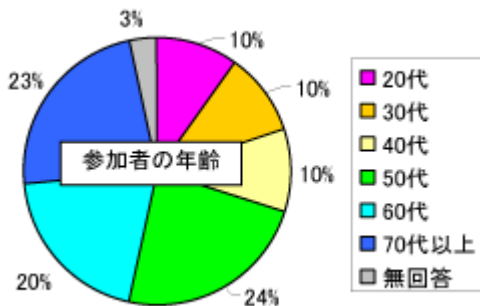
E-mail:keihinlink@aa.ktr.mlit.go.jp



意見交換会会場:
ニヶ領せせらぎ館(最寄り駅:JR南武線 登戸駅)

第6回 生態系保持空間の変化を知る編－開催報告

- 日時 : 2009年2月14日(土) 12:30～16:30(晴れ・最高気温24.0℃)
- 点検地点 : 日野市石田地先(右岸37.6k)の生態系保持空間(⑧空間)
- 意見交換会 : ニヶ領せせらぎ館にて
- 参加人数 : 32人



生態系保持空間(⑧空間)に隣接する四谷本宿床止工前では、平成13年に被災を受けた後の改築後の状況を確認しました。



生態系保持空間(⑧空間)の中では、多摩川の河川敷が8つの機能空間区分に分けられていることや、生態系保持空間の位置づけが説明されました。また、⑧空間でみられる植物、植生の変化や、河道整正の取り組みについて、説明がありました。



生態系保持空間(⑧空間)で禁止されている行為が、実際に行われている現場を確認しました。



点検後、ニヶ領せせらぎ館にて意見交換会を行いました。生態系保持空間の今後の方向性、維持管理の方法などについて活発な議論がされました。

第6回 生態系保持空間の変化を知る編 一点検の結果

生態系保持空間について

●主な意見

- ・生態系保持空間(⑧空間)の環境は、治水と環境を調整しながら大切に保全されていると感じる。
- ・外来種が多いことや、ラジコン飛行場など不法行為がみられ、生態系保持空間の意味が薄れている。
- ・看板がなく、入っては行けないところだとわからない。
- ・クズの除去と有効利用を考えてはどうか。



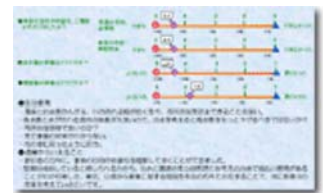
◎点検からいえること

- ・自然を感じることができる空間と評価される方もいれば、外来種や不法行為が目立つため保全のための管理が行き届いていないと感じる方もいらっしゃいました。

河道整正の事業について

●主な意見

- ・環境と治水をかんがえ、川の流れる幅が広くなり、局所洗掘を防止できることは良い。
- ・高水敷と水が流れる場所の落差が大きいので、治水を考えると高水敷をもっと下げるべきではないか？
- ・局所的な改修で良いのか？
- ・まだ事業の効果がわからない。
- ・元の姿に戻ったように思う。



◎点検からいえること

- ・参加者の方々に、事業の目的や必要性を理解して頂くことができました。
- ・整備は成功していると感じられる方から、治水と環境の両立は無理とお考えの方まで幅広い意見があることがわかりました。また、日頃から事業に関する情報を市民の方々と共有することで、共に多摩川の将来を考えていきたいです。

<不法行為について>

- ・不法に設置されたと資料にありますが、不法とはどのような意味ですか？罰せられる行為なのでしょうか？

→（回答）

土地の改変を行うこと、例えば、耕作地を作ること、飛行場の整備、洪水時に撤去できない工作物の設置などは不法行為に当たります。サバイバルゲームなどは、土地の改変を行っていないため、不法行為とは言えません。利用者のマナーによるところとなり、今のところ罰則はありません。



<河道整正について>

- ・生態系保持空間がある右岸側は砂州があり自然が多く感じられるが、対岸を見ると、何も自然を感じられるものがなく、対岸との環境の差が大きいため、河道整正の取り組みは本当に良いことなのか？

→（回答）

川の流れは蛇行しているため、河原は左右岸交互に形成されているため、上下流をみると対岸にも河原があります。さらに、高水敷がない区間には護岸を設置してより安全になるよう整備を行っています。



<生態系保持空間(⑧空間)の維持管理について>

- ・昔は、台風の時など、川の近くにある木を切って堤防を守るのに使っていました。このようなことを考えれば、河川敷に木があっても良いのではないのでしょうか？

→（回答）

川の周りに市街地が増えた現在は、治水のことを考えて、場所毎に木があっても大丈夫な所か、危険な所かを判断しています。水害防備林など、堤防がない場所の流速を下げるために川沿いに林がありました。



- ・全く人が入れないのは問題と思う。⑧空間の環境保全にも、里山のよ



→（回答）

実際に、外来種が増えた原因の1つに、人の手を入れていないことが考えられます。現在は里川という考えもあり、枯れ草の有効利用は実験的にでも行えると思います。⑧空間の再生・保全・維持管理には皆様との連携が必要と考えています。今日のご意見を踏まえて、検討を進めたいと思います。

